

## 解説 その2

# 新乳価制度について

岡山県畜産コンサルタント 花尾省治

### 3 保証価格

保証乳価の価格水準は生産者にとって一番の関心事であるが、加工原料乳地帯で生乳生産費を補償することを旨として算定するもので、本制度の基幹となる価格である。生産費は主要加工原料乳地帯（総乳量のうち半数以上が加工向けとなっている道県で、北海道、青森、岩手、山形、長野、鳥取、徳島の1道6県が考えられる）における生産費を基準とする。

この場合において

- (1) 過去一定期間（数年）の主要加工原料乳地帯の生産費の趨勢値をもとに算定する方法
- (2) 主要な加工原料乳地帯の最近の平均生産費をもとに算定する方法
- (3) 主要加工原料乳地帯の標準経営規模の生産費、あるいは価格決定年度の平均飼養規模の酪農家の生産費で算定する方法

以上の3つの方法が考えられるが、具体的な算式は、検討を要するものである。

保証価格の算定について、食管制度における米と同様に、生産費所得補償方式（生産費の中の自家労賃の評価を都市労働者の賃金と同一水準にするもの）をとるべきであるという意見もあったが、米については国が一括買い入れという形で専売制度制になっておるし、また、米は技術あるいは生産体制が高度に進んでいるのに比し、我が国の酪農はまだ成長期にあつて、これから経営規模の拡大、自給飼料の向上等を図り、生産性の向上が期待されるし、国際競争力もでてくる方向にもってゆく余地がある。また牛乳、乳製品の需給構造がまだ流動的な状況にあることを考えると、現段階においては生産費所得補償方式をとることは妥当でないばかりか、酪農の現状を固定化し酪農家の生産向上意欲を妨げることになって好しくない。やはり加工原料乳地帯における生乳の再生産ができる保証価格によって、価格支

持をはかることが現段階では適当であるとの考えである。

主要加工原料乳地帯の生産費をとることとしたのは、市乳原料乳の生産費はあるが、加工原料乳の生産費はないことから、主要加工原料乳地帯において加工原料乳の需給を反映した生産が行われていると考えて、その生乳の生産費を加工原料乳の生産費と推定したことによるものである。なお保証価格は、基準取引価格と同様、集送乳の経費を含めた工場渡し段階の価格で定められる。

### 4 基準取引価格

基準取引価格は、乳製品の加工採算価格できめる。その加工採算価格を導き出すために乳製品の標準的な、指標的な価格を求める必要があり、法律でいう主要な乳製品の（指定乳製品「バター、脱脂粉乳、加糖れん乳等」の場合はその安定指標価格「畜産振興事業団の売買操作の基準となる価格」をとる）販売価格から乳製品の製造（加工、処理）および販売に要した経費を差し引いたものを基準取引価格とする。不足払い制度は畜産振興事業団の売買操作が行われることを前提とし、その効果が充分発揮されることが必須条件となっておる。

基準取引価格の具体的算定は、乳製品の各品目毎の価格から各々の乳製品の標準的な製造販売費を引いた額がいくつか出るので、これを1本の加工原料乳の基準取引価格とするには各々の乳製品の必要乳量で加重平均する等の操作が必要であり、また工場毎に製造経費が異なる現状において標準的な経費をいかにして算出するか今後検討すべき問題である。

畜産物価格安定法では原料乳の安定基準価格以上での取引を確保するため、それ以下での取引をした乳業者に農林大臣または都道府県知事が勧告をし、このような乳業者について事業団の乳製品の買

## 岡山畜産便り 1965.08

入れの対象としない措置を定めていたが、今度の新法案でもこれを踏襲し、安定基準価格を基準取引価格とおきかえている。

## 5 安定指標価格

安定指標価格は、指定乳製品の生産条件、需給事情等を考慮し、指定乳製品の消費し安定に資することを旨として定められる。これは性格的には、乳製品のメーカーの段階における販売価格というものの、安定すべきめどとして定めるわけである。この安定指標価格については、毎年度農林大臣が畜産物価格審議会の意見を聞いて定める。(保証価格、基準取引価格も同じ)

なお、加工原料乳は加工に向けられた生乳であるが、法律の定義は指定製品その他政令で定める乳製品の原料となった生乳で、通常の乳製品(アイスクリームのような二次製品や脱脂乳のような中間生産物を除く)の原料となっていれば該当する。不足払いの対象となる加工原料乳の数量については、一定の限度を設けている。

## 6 畜産振興事業団の乳製品の売買

従来の畜産物価格安定法に基いて行われていた乳製品の売買操作は安定上位価格および下位価格を定め、これによる価格帯の中で価格安定が図られてきた。今度の制度では、不足払いの制度と関連して基準取引価格の算出基礎としての意味をもちながら安定指標価格が定められるので、これを基準とし、この上下に政令で一定の幅を定め、この中での価格の安定を図ることとする。従来の安定上位価格と下位価格との中間に安定指標価格が定められる。

畜産事業団による一元的輸入の制度を設けたが、これは我が国の乳製品の需給構造が浅いため、わずかの輸入でも大きな価格変動の因となることを考え、そこで商社が自由に輸入しまた国内放出も自由にすることを防ぐため(乳製品の自由化はしないが)、畜産事業団とその委託を受けた商社のみが乳製品の輸入を行う制度にした。事業団は国内の需給および価

格の安定に必要な限度において輸入を行い、売買操作の状況を十分考えて、国内の価格安定を図るよう乳製品の放出、その時期、数量等をきめる。

乳製品の輸入差益については、これを不足払いの財源の一部に充当するが、ここ数年間は乳製品の大量輸入は見込まれない。したがって輸入差益による不足払いの財源は微々たるものとされている。

この不足払制度の実施を機とし、実質共販体制の確立、集送乳路線の整備、牛乳処理施設の適正配量、工場渡し乳価の実現等生産者の自覚と努力とメーカーの協力、さらに国、県の指導により逐次実現に向けて努力せねばならない。

(中酪情報、阪田事務官不足払制度を参考とし抜記)

## 卵黄色の濃淡

鶏卵の卵黄の色やブロイラーの皮ふの黄色色素はキサントフィルというもので、これは水酸基をもったカロチノイド類の総称で、カロチンに似た構造式をもっている。

このカロチノイドを多く含んだ飼料には黄色とうもろこし、ルーサンミール、コーングルテンミールなどがある。

一般に卵黄の色は、淡い白っぽいものより黄味の濃いものが好まれるが、どの程度卵黄の色を濃くすればよいかといったような基準はない。また、どの程度のキサントフィルが飼料中に含まれておればよいかという基準もない。

そこで、大体普通の食卵を生産するには、飼料1キロ中に14~18ミリグラム程度あればよいと考えられる。

飼料中のキサントフィル含量	1キロ当り
黄色とうもろこし	4・5~45 ミリ
人工乾燥ルーサンミール	205~970 ミリ
コーングルテンミール	130~190 ミリ